

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更に関する届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和6年1月24日

岡山市長 大森 雅夫

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 エディオン東川原店

所在地 岡山市中区東川原215番地1

#### (2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 株式会社エディオン

住 所 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

#### (3) 変更事項

##### ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
No.1	建物西側 平面駐車場（図面2-1に記載のとおり）	34台
No.2	建物屋上 屋上駐車場（図面2-2に記載のとおり）	151台
No.3	南側隔地 平面駐車場（図面2-1に記載のとおり）	54台
合計		239台

※業務用駐車場としてNo.2に7台、No.3に9台、合計16台を確保。全体で255台

(変更後)

No.	位 置	収容台数
No.1	建物西側 平面駐車場（図面3-1に記載のとおり）	34台
No.2	建物屋上 屋上駐車場（図面3-2に記載のとおり）	142台
合計		176台

※業務用駐車場としてNo.2に16台を確保。全体で192台

②駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
No. 1	建物南西側 (図面 2-1 に記載のとおり)	9 7 台
No. 2	隔地北西側 (図面 2-1 に記載のとおり)	3 5 台
合計		1 3 2 台

(変更後)

No.	位 置	収容台数
No. 1	建物南西側 (図面 3-1 に記載のとおり)	9 7 台
合計		9 7 台

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位 置
No. 1、No. 2	3 箇所	市道東川原39号線側： 出入口No. 1、出入口No. 2 市道西川原原尾島線側：出入口No. 3 (図面2-1に記載のとおり)
No. 3	1 箇所	市道東川原 39 号線側：出入口 No. 4 (図面 2-1 に記載のとおり)
合 計	4 箇所	

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位 置
No. 1、No. 2	3 箇所	市道東川原39号線側： 出入口No. 1、出入口No. 2 市道西川原原尾島線側：出入口No. 3 (図面3-1に記載のとおり)
合 計	3 箇所	

(4) 変更する年月日

令和6年9月18日

(5) 変更する理由

- ①③駐車場の利用状況及び契約上の理由により、隔地駐車場削減のため
- ②駐輪場の利用状況及び契約上の理由により、隔地駐輪場削減のため

2 届出年月日

令和6年1月18日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和6年1月24日から令和6年5月24日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興課